

実行計画(区域施策編) 事例

(1) 計画策定の背景等の整理（地球温暖化の現状等）

【簡易方式】

第2節 地球温暖化問題について

1 地球温暖化のしくみ

通常、地球では、太陽から届くエネルギーと釣り合ったエネルギーが宇宙へ向けて放出されます。

表面温度約6,000度の太陽から届くエネルギーは主に可視光（目に見える光）で届き、これは地球の大気はほぼ透過します。一方、表面温度約27度の地球からは目に見えない赤外線という波長でエネルギーが放出されます。

二酸化炭素などの物質はこの赤外線を吸収し、一部を地球側へ跳ね返す性質を持っています。この作用が温室に似ているため、「温室効果」といわれ、その効果をもたらす二酸化炭素などのガスを「温室効果ガス」といいます。

この温室効果ガスが、地球温暖化の原因とされています。

2 温室効果ガス

(1) 温室効果ガスの種類と排出源

二酸化炭素を主とした、主な温室効果ガスは、右の表のとおりです。京都議定書(COP3)は、これらの温室効果ガスの2008年から2012年の排出量を6%削減することを目標としています。

これらCO₂、CH₄、N₂O、HCF、PFC、SF₆の6種類は、京都議定書によって削減の対象になっています。

(2) 地球温暖化への寄与度

右のグラフは、産業革命以後人為的に排出され、地球温暖化に影響を与えてきたとされる温室効果ガスのガス別の割合です。

前述のとおり、二酸化炭素(CO₂)は同一体積における温室効果その他の温室効果ガスに比べると小さいですが、その排出体積を比較すると莫大であるため、地球温暖化の最大の原因とされています。

大気中には、もともと二酸化炭素などの温室効果ガスが存在していますが、エネルギーの使用などにより、人為的な温室効果ガスの排出が増え、それにより濃度が高まりました。前述のとおり、増えた温室効果ガスにより、宇宙空間への赤外線の放射が妨げられ、地表付近の大気の温度が上昇します。

図 1-1 地球温暖化のしくみ

図 1-1 地球温暖化のしくみ

太陽からの光 → 地球表面 → 赤外線放射 → 大気（温室効果ガス） → 地球表面へ反射 → 地球温暖化

約200年前の地球 vs 現在の地球

産業革命の始まった頃の二酸化炭素の濃度は約280ppmでした。現在の二酸化炭素の濃度は2020年に417.3ppmまで増えています。

産業革命以降人為的に排出された温室効果ガスによる地球温暖化への寄与度

温室効果ガス	寄与度
二酸化炭素(CO ₂)	60%
メタン(CH ₄)	20%
一酸化二窒素(N ₂ O)	6%
オゾン層を破壊するフロン類(CFC, HCFC)及びハロン	14%
オゾン層を破壊しない代替フロン類(HFCs, PFCs, SF ₆)	0.5%以下

出所： IPCC第2次評価報告書第1作業部会資料より作成(2001)

【詳細方式】

(2) 我が国の地球温暖化対策

1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年、法律第117号）

地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律です。

平成17年の改正では、一定基準の温室効果ガスを排出する事業者などに対して、排出量の算定と国への報告が義務づけられ、国はそのデータを公表するという温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入しました。

平成20年の改正では、京都議定書削減目標の確実な履行と地球温暖化対策の一層の推進を図るために、事業者単位・フランチャイズチェーン単位での排出量の算定・報告を行うことが義務づけられたほか、都道府県、指定都市、中核市及び特別市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策の策定が義務づけられました（図1.3-2）。

第1章 計画策定の背景と意義

2) 京都議定書目標達成計画（平成17年策定、平成20年改定）

2005年の京都議定書の発効を受け、同議定書を円滑かつ的確に達成するために、計画実施の推進に必要な体制の整備等について策定した計画です。

その後の進捗状況の評価により、それまで取り組んできた対策のみでは京都議定書で定められた我が国の削減目標達成に対して2,200～3,600万tCO₂不足することが見込まれたため、平成20年に計画の全部改定が閣議決定されました。

改定された計画では温室効果ガスの排出削減対策、温室効果ガスの吸収源対策及び京都メカニズムの活用により、京都議定書削減目標を達成するとしています。また、2010年度の温室効果ガス排出量の目標としては、エネルギー起源の二酸化炭素は基準年比の1.3～2.3%の削減とすること、非エネルギー起源の二酸化炭素等は1.5%、代替フロン等3ガスは1.6%の削減とすることを目安としています。

図 1.3-2 地球温暖化対策推進法の改正（平成20年）のポイント

- ① 温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し
 - 事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告の導入
 - 京都メカニズムクレジット等の評価
- ② 排出抑制等指針の策定
- ③ 国民生活における取り組みの促進
- ④ CDMクレジットの積換手続の整備
- ⑤ 地方公共団体実行計画の充実
 - 都道府県、指定都市、中核市及び特別市における、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の策定を義務づけ
- ⑥ 地球温暖化防止活動推進センター等の見直し
 - 都道府県に加え、指定都市、中核市及び特別市においても設置

<我が国における地球温暖化対策の関連施策等>

- ◆チーム・マイナス6%（平成17～平成21年12月）
 - 国民に対する地球温暖化の現状の周知と温暖化防止行動の呼びかけ
- ◆クールアース50（平成19年）
 - 世界に対する長期目標（2050年までに現状の半減）などの提唱
- ◆低炭素社会づくり行動計画（平成20年、閣議決定）
 - 低炭素社会にむけた具体的な施策の提示
- ◆『エネルギーの使用の合理化に関する法律』の改正（平成18年及び平成20年）
 - 規制の対象となる事業者に対する法的措置の追加など
- ◆緑の経済と社会の変革（平成21年）
 - 日本版のグリーンニューディール政策（環境投資による景気浮揚策）の打ち出し
- ◆チャレンジ25（平成21年）
 - 25%削減という中期目標を達成するための行動（①家電エコポイント制度の改善、②エコカー補助の延長、③住宅版エコポイント制度の創設）
- ◆地球温暖化対策基本法案（平成22年、閣議決定）
 - 地球温暖化対策に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標（2020年までに25%削減、2050年までに80%削減）の設定など

(1) 計画策定の背景等の整理 (計画の基本的事項)

【簡易方式】

2. 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

国では、地球温暖化対策推進法及び京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書で定められた温室効果ガス削減目標を達成するための様々な施策を推進しています。また、地球温暖化対策推進法においては、地方自治体の役割として、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することを定めています。

本区では、これまで「地球温暖化対策推進地方公共団体実行計画」などにより地球温暖化対策に取り組んできましたが、今後さらに、区民、事業者、区等の各主体が一体となり、それぞれの役割に応じ身近なところから具体的な取組みを進めていくことが求められています。

以上のことから、本計画では、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制に向けた対策を定め、地球温暖化対策を区域全体で総合的・計画的に推進することを目的としています。

2.2 計画の位置付け

本計画は、以下のように位置付けられます。

- 「地球温暖化対策推進法」第20条で規定された「京都議定書目標達成計画を勘案し、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」ための計画
- 「目黒区環境基本条例」に基づく「目黒区環境基本計画」(平成14年度策定、平成19年度改定)における施策の基本方針の一つ「地球にやさしい地域社会をつくる」で示される地球温暖化対策の施策を具体化する計画

図1-2 計画の位置付け

2.3 計画の期間

本計画の期間は、京都議定書の第一約束期間に準じ、2008(平成20)年度から2012(平成24)年度までの5年間とし、目標達成年度を2012(平成24)年度とします。

2.4 対象とする温室効果ガス

本計画では、京都議定書及び地球温暖化対策推進法の対象である6種類のガスのうち、排出量の95%以上を占める「二酸化炭素(CO₂)」を対象とします。

コラム

二酸化炭素(CO₂)

二酸化炭素は、京都議定書及び地球温暖化対策推進法が対象とする6種類の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄)の一つであり、排出量の「95%以上」を占めています。

無色・無臭の気体であり、大気に含まれる割合は0.03%とごくわずかです。身近なものとして挙げられるのが、低温で加圧し、固体化した「ドライアイス」です。自然界にも存在していますが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、人為的に大気中に排出される量が増加しています。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球温暖化の促進につながるものとして懸念されています。

家庭や事業所において、灯油やガスの直接消費だけでなく、化石燃料により得られた電気等を使用することにより、間接的な排出につながっています。

出典：目黒区地球温暖化対策地域推進計画

【詳細方式】

(2) 計画の位置づけ

本計画は、『地球温暖化対策推進法』第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」のうち、同条第3項でいう区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めたもの(区域施策)であり、本市における地球温暖化対策に係る計画的かつ総合的な計画です。

また、平成21年3月に策定した『金沢市環境基本計画(第2次)』に掲げた「地球温暖化対策の推進」で示されている施策や取組みを具体化するための分野計画として位置づけています。

図 1.4-1 本計画の位置づけ

(3) 計画の範囲

本計画の対象地域は、金沢市全域とし、市民の日常生活や事業者の事業活動などあらゆる場面における温室効果ガスの排出、削減に関連した活動、その他市内に流入又は市内を通過する車等の交通に関連する活動を対象とします。

なお、対象とする温室効果ガスは、『地球温暖化対策推進法』第2条第3項に規定する4種類とし、表1.4-1のとおりとします。

種類	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の使用、電気の使用(火力発電等)等
メタン(CH ₄)	廃棄物発酵、稲作、家畜の反芻、下水処理等
一酸化二窒素(N ₂ O)	廃棄物焼却等
代替フロン等*	・ハイドロフルオロカーボン(HFC): エアコン等の使用時の漏洩等 ・パーフルオロカーボン(PFC): 半導体の製造、電子部品等の不活性液体等 ・六フッ化硫黄(SF ₆): 電気絶縁体、半導体の製造等

*本計画では、エアコン等の使用時の漏洩等の原因物質であるハイドロフルオロカーボンを対象とする。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間としますが、今後の本市における温室効果ガス排出状況を踏まえながら、国の動向や社会情勢の変化に対応するため、概ね5年で見直しを行います。

なお、本市の将来的な低炭素社会の実現に向け、平成62年度(2050年度)に目標を掲げた長期的な構想を設定します。

図 1.4-2 計画の期間

出典：金沢市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(2) 現況調査 (地域特性)

【簡易方式】

(1) 世帯構成

文京区における単身世帯の割合は、51.2%と半分以上を占めており、全国や東京都より高い比率です。

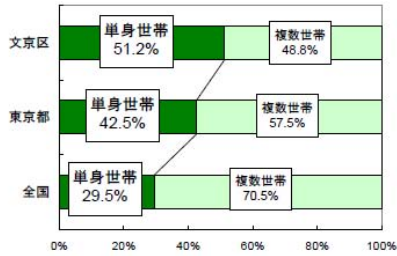


図 3-5 文京区、東京都、全国の世帯内訳 (2005 年度)
(出典) 総務省「平成 17 年国勢調査」

なお、文京区の単身世帯の年齢構成は、40 歳未満が全体の 56.2%、高齢者世帯 (65 歳以上) が 17.7%を占めており、比較的若い世代が多いのが特徴です。

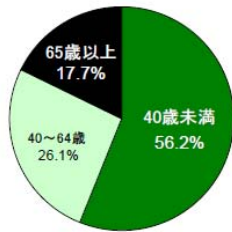


図 3-6 文京区の単身世帯の年齢別構成比 (2005 年度)
(出典) 総務省「平成 17 年国勢調査」

① 気温

東京における年平均の月別平均気温の変化は、以下のとおりです。1月の6.3℃を底とし、8月の27.3℃がピークとなっています。

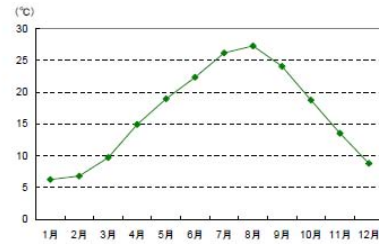


図 3-3 東京都の気温
(出典) 気象庁ホームページ 気象統計情報より作成
(注) 東京地点における 1990~2008 年の平均値

② 真夏日・熱帯夜・冬日

東京における真夏日・熱帯夜は、概ね増大傾向を示し、冬日は低位で下げ止まっています。

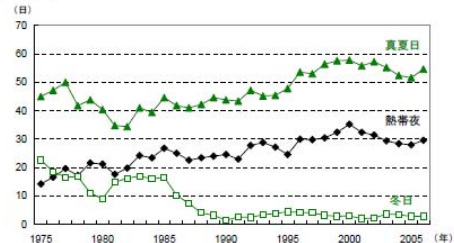


図 3-4 東京都の真夏日・熱帯夜・冬日の推移 (5 年移動平均)
(出典) 気象庁ホームページ 気象統計情報より作成

出典：文京区地球温暖化対策地域推進計画

【詳細方式】

1. 自然的特性

(1) 位置、地形

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘まで続き、東から南東にかけては医王の山並みや海拔 1,500m を超える奈良岳、大門岳などの山岳地帯が富山県との県境を形成しています。西部に広がる平野は、傾斜が緩やかな北部の沖積平野と、南部の手取川扇状地とに分かれます。中心市街地は、寺町台地、小立野台地、卯辰山の 3 つの丘陵・台地とその間を流れる岸川、浅野川の 2 つの河川で構成される起伏に富んだ地形を有しています。



(2) 気象

本市は、夏は湿度が高く蒸し暑く、冬は積雪の伴う寒い日が続く日本海側気候に属し、年間を通じて雨や雪が多い特徴を持っています。過去 30 年間 (1971~2000 年) の年平均気温は 14.3℃、年間降水量は 2,470mm です (図 2.1-1)。

平均気温、降水量及び降雪量の経年変化をみると、平均気温は上昇傾向、降水量は減少傾向にあり、降雪量は近年大きく減少しています (図 2.1-2、2.1-3)。

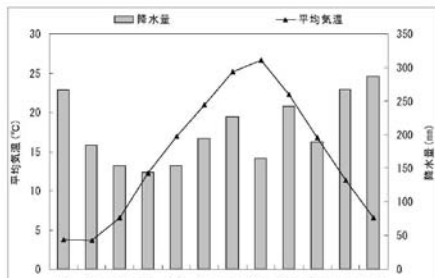


図 2.1-1 月別平均気温と降水量 (1971~2000 年)
出典：「金沢地方気象台 平年値」気象庁ホームページ

第 2 章 金沢市の地域特性

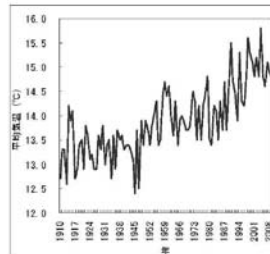


図 2.1-2 年間平均気温の推移 (1910~2009 年)

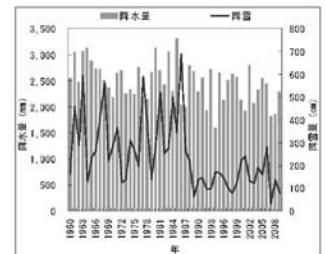


図 2.1-3 年間降水量及び降雪量の推移 (1960~2009 年)

出典：「金沢地方気象台 平年値」気象庁ホームページ

真夏日 (最高気温 30℃以上) や猛暑日 (最高気温 35℃以上) の日数は、年度により増減がありますが、ここ 50 年間で大きな変化はありません。また、近年、真冬日 (最高気温 0℃未満) を記録した年はほとんどありません (図 2.1-4)。

一方、冬日 (最低気温 0℃未満) の日数は、近年 20 日前後で推移し、30~50 年前に比べると減少しています (図 2.1-5)。

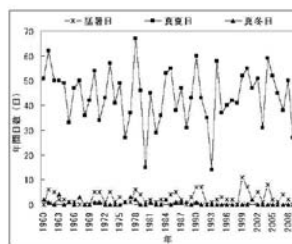


図 2.1-4 真夏日、猛暑日、真冬日の日数の推移 (1960~2009 年)

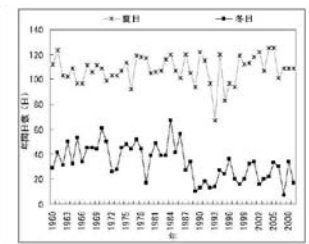


図 2.1-5 夏日、冬日の日数の推移 (1960~2009 年)

出典：「金沢地方気象台 平年値」気象庁ホームページ

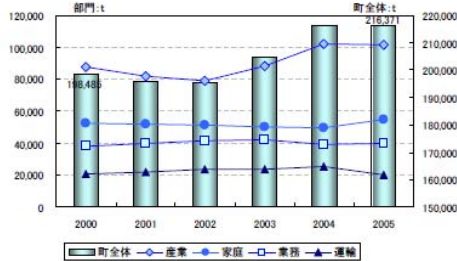
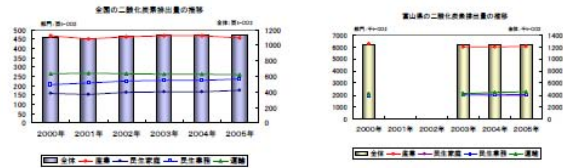
出典：金沢市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

(3) 温室効果ガス排出量の現状

【簡易方式】

第1節 温室効果ガス(二酸化炭素)排出の状況

入善町地球温暖化対策地域推進計画は、平成21年2月に策定済みの入善町新エネルギービジョンとの整合性を保つため、入善町内の二酸化炭素排出量を入善町新エネルギービジョンより引用し、二酸化炭素排出の将来予測や地球温暖化対策に活用します。



入善町の二酸化炭素排出量の部門別内訳

(単位:t-CO2)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
産業	87,486.3	82,098.5	78,931.6	88,463.6	102,074.6	101,571.9
民生家庭	52,333.9	51,979.5	51,504.0	50,213.9	49,400.3	54,644.8
民生業務	38,055.1	40,006.1	41,413.1	42,145.0	39,326.9	39,929.4
運輸	20,609.9	21,730.7	23,456.1	23,657.2	25,436.3	20,224.8
町全体	198,485.2	195,814.8	195,304.8	204,479.7	216,238.1	216,370.9

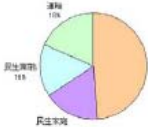
前頁の図は、全国、富山県、入善町の二酸化炭素排出量の推移です。入善町の二酸化炭素排出量の推移を見ると、2000～2002年度(平成12～14年度)まではほぼ横ばいからやや減少傾向にありましたが、2003年度(平成15年度)からは増加傾向にあります。

部門別に見ると、産業、民生家庭、民生業務、運輸の順に多く排出されています。特徴として、産業は、2000～2002年度(平成12～14年度)の期間に減少傾向にありましたが、2003年度(平成15年度)からは増加傾向にあります。特に2002～2003年度にかけて29.3%増加しています。民生家庭は、2000～2004年度(平成12～16年度)の期間に減少傾向にありましたが、2004～2005年度(平成16～17年度)の期間は増加しています。

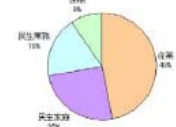
2005年時点での
全国の部門別
二酸化炭素排出量



2005年時点での
富山県の部門別
二酸化炭素排出量



2005年時点での
入善町の部門別
二酸化炭素排出量



図は、2005年度時点の全国、富山県、入善町それぞれの部門別二酸化炭素排出割合です。入善町での部門別排出割合は、産業が48%、民生家庭が25%、民生業務が18%、運輸が9%でした。全国と比較した場合、産業と民生家庭が高い割合を占めています。

出典：入善町地球温暖化対策地域推進計画

【詳細方式】

第3章 温室効果ガス排出量の現状と取り組み

1. 温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量の現状

2008年度の本市の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は3,462千tCO₂であり、京都議定書の基準年である1990年度*と比べると約20%増加しています。メタンの排出量は大きく減少していますが、温室効果ガス排出量の90%以上を占める二酸化炭素の排出量は24.0%増加しています(表3.1-1)。

本市の温室効果ガス排出量の構成比は、二酸化炭素排出量の割合が全国よりも高く97.8%を占めています(図3.1-1)。

表3.1-1 2008年度温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

温室効果ガス	1990年度*	2008年度	
		排出量	構成比
二酸化炭素(CO ₂)	2,732	3,399	97.8%
メタン(CH ₄)	197	24	0.7%
一酸化二窒素(N ₂ O)	39	48	1.3%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5	6	0.2%
合計	2,983	3,462	100%

*1995年度のハイドロフルオロカーボンの排出量を含む(本計画における本市の1990年度の温室効果ガス排出量は、全て同様とする)。
*各表は、小数点以下の数字を四捨五入して整数表示しているため、合計値が合わない場合があります。また、1990年度比(後述2008年度比含む)の増減割合においても、表中の値による計算値と合わない場合があります(本計画における以下の表も同様とする)。

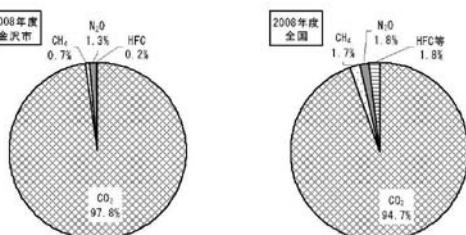


図3.1-1 温室効果ガス排出量の構成比(金沢市、全国)

(2) 温室効果ガス排出量の推移

本市の温室効果ガス排出量は、1990年度から2000年度の10年間に23.6%増加し、2003年度以降は2007年度を除き微減傾向にあります(図3.1-3)。

また、2008年度における温室効果ガス排出量の1990年度比を全国と比較すると、全国がわずかに1.6%の増加であるのに対し、本市ではそれを大きく上回る20.1%の増加となっています(図3.1-4)。

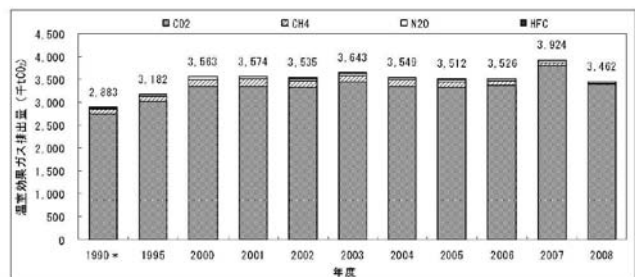


図3.1-3 温室効果ガス排出量の推移

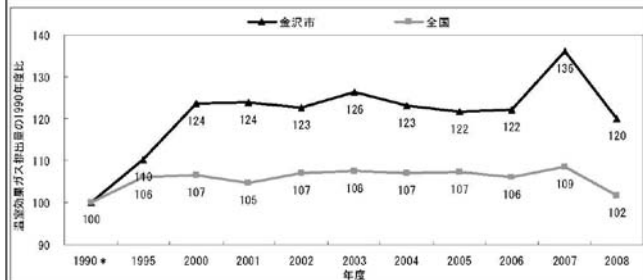


図3.1-4 温室効果ガス排出量の1990年度比

*全国の1990年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年における排出量とする。(本計画における全国の1990年度の温室効果ガス排出量は、全て同様とする)

出典：金沢市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(4) 住民等の意識把握（意識調査）

【共通】

(4) アンケート結果の活用方法

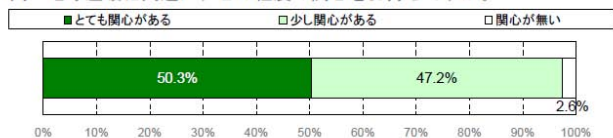
アンケート結果は、将来推計における最大対策ケースの算定に活用しました。省エネルギー行動などについて、アンケート結果による実施率から項目ごとに目標実施率^{※37}を算出し、二酸化炭素削減量を推計しました。また、関心度や行政へ期待することによるアンケート結果を受けて、区のアクションプランを検討^{※38}しました。

(5) 区民版アンケート結果の概要

集計結果は、それぞれの質問項目の有効回答数（未回答を除いたもの）を分母にして割合を計算しています。また、複数回答可の設問は、有効回答者数（783件）を分母にして割合を計算しています。

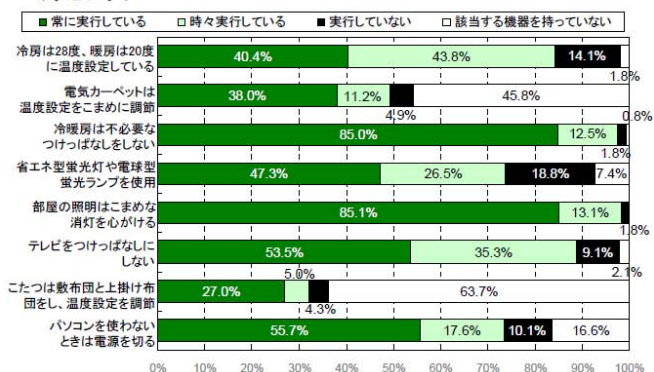
なお、四捨五入をしているため、合計が100.0%にならないことがあります。

問. 地球温暖化問題に、どの程度の関心をお持ちですか。

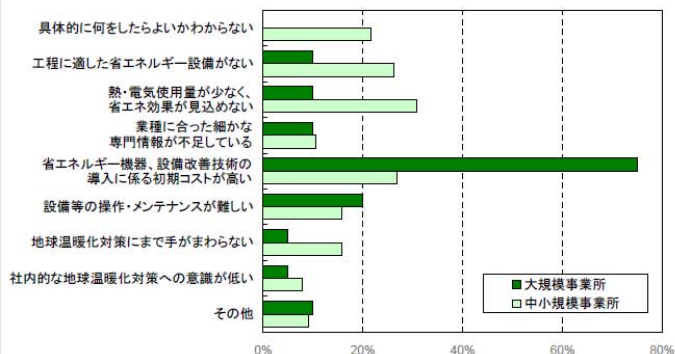


問. 地球温暖化対策の取組状況を教えてください。

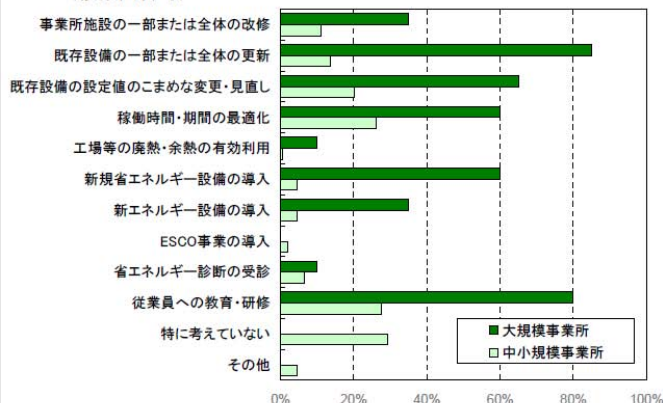
<リビング>



問. 地球温暖化対策に取り組むにあたって、障害となったことがあれば教えてください。（複数回答可）




問. 今後実施したいと考えている地球温暖化対策を教えてください。（複数回答可）



出典：文京区地球温暖化対策地域推進計画

(5) 課題の整理

【簡易方式】

<p>1 温室効果ガスの削減に向けた課題の抽出</p> <p>港区における温室効果ガス削減の基本方針及び削減目標を設定するため、区の地域特性や温室効果ガスの排出特性をふまえ、区の課題を抽出しました。</p>	
<p>●地域特性●</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 高層マンションの建設などにより、人口・世帯数ともに増加傾向にあります。 ☆ 区内の事業所数は 44,918 事業所で 23 区中 1 番多く、サービス業などの第 3 次産業が約 9 割を占めており、民生業務部門の事業所数が非常に多くなっています。 ☆ 六本木ヒルズをはじめとした近年の大規模な再開発事業などにより、オフィスビルなどの事務所延床面積は、増加傾向にあります。 ☆ 業務ビルが林立している赤坂・六本木周辺、新橋周辺がホットスポットとなり、特にヒートアイランド現象が顕著に現れている地区となっています。 	
<p>▼温室効果ガスの排出特性▲</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 排出される温室効果ガスのほとんど (98.6%) が二酸化炭素で占められています。 ☆ 二酸化炭素の総排出量のうち、民生業務部門からの排出量割合が圧倒的に高く、2005 (平成 17) 年度は 67.4% となっています。次いで高いのが運輸部門で 18.3%、民生家庭部門 9.7%、産業部門は減少傾向にあり 3.9%、廃棄物処理は 0.6% の順となっています。 ☆ 経年的に二酸化炭素排出量が増加傾向にあるのは、民生業務部門、民生家庭部門です。 ☆ 民生業務部門、民生家庭部門は、今後もしばらく二酸化炭素排出量の増加が予測されています。これは、事務所延床面積や世帯数が増加すると見込まれるためです。 	
	
<p>◆温室効果ガス削減にあたっての課題◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 二酸化炭素排出量は、2012 (平成 24) 年度に、現状 (2005 (平成 17) 年度) よりも 3% 増加すると予測されています。基準年度 (1990 (平成 2) 年度) と比較した場合は、34% 増加すると予測されているため、二酸化炭素削減のための取組みが急務です。 ☆ 特に、民生業務部門の二酸化炭素排出量は非常に多く、重点的な取組みを促進する必要があります。 ☆ また、近年二酸化炭素排出量が増加傾向にあり、今後も伸びると予想されている民生家庭部門の取組みも大切です。 ☆ 産業部門や運輸部門は減少傾向にあるものの、一定量の二酸化炭素を排出しており、区民・事業者を含めた地域一丸となった取組みが必要です。 	

出典：港区地球温暖化対策地域推進計画

【詳細方式】

<p>1) 産業部門【減少傾向】</p>		<p>3) 民生業務部門【増加傾向】</p>	
要因	大きく減った要因として、大規模工場の移転、産業部門全体の売上が減ったことなどが挙げられ、地球温暖化対策など環境に配慮した取り組みの進展によるもの以外の影響が大きいと考えられます。	要因	事務所・大型小売店などの床面積が増えていることやエネルギー消費量が増えていることが主な要因ですが、取り組み意識の低さも要因として考えられます。
特徴と課題	<p>景気の低迷によって消費自体が減り、多様化したニーズや交通機関の発達などにより消費が区外に流れる傾向が見られ、量販店・大型小売店の進出もあり、葛飾区の商業は大きな影響を受けています。</p> <p>また、工業は、多種多様な業種の工場が存在しますが、中小零細工場と呼ばれる小規模な工場が多く、自社ブランドを持たない下請け工場であること、職住近接・住工混在型の工場が多いといった特徴が挙げられます。近年は大規模工場の移転が相次いでおり、葛飾区の工場の多くは、工場敷地の狭さ・工場の老朽化・後継者不足などにより経営が厳しく、環境への配慮という発想がしにくい状況であると考えられます。</p> <p>そうした中で温暖化対策を進めるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取り組みがコスト削減・ビジネスチャンスに繋がるもの ② 少額投資・負担で取り組みやすいもの ③ 投資回収期間が短いもの <p>等、取り組むことが事業者の経営上のメリットとなり、実施可能なものであることが必要です。</p>	特徴と課題	<p>葛飾区は、近年は再開発地域を中心に量販店・大型小売店舗の進出が進んでおり、今後とも床面積などが増えると考えられるため、床面積あたりのエネルギー消費量を減らすことが重要となります。</p> <p>空調などのエネルギー消費機器の省エネルギー化など、事業活動の中での環境に配慮した取り組みを促進することが必要です。</p>
<p>2) 民生家庭部門【増加傾向】</p>		<p>4) 運輸部門【減少傾向】</p>	
要因	世帯数が増えていることが主な要因ですが、家庭用電気機器が増えていることや取り組み意識の低さも要因として考えられます。	要因	葛飾区の自動車保有台数は 1997 年度から 2005 年度まで減っている傾向にあり、これが主な要因として考えられます。
特徴と課題	<p>葛飾区は、古くからの下町の住宅地という性格に加え、新しい住宅地としてこれからも発展の余地がある地域です。今後進む金町周辺の三菱製紙工場跡地や金町駅南口の再開発などにより、人口が増え都市化が更に進む可能性が考えられます。</p> <p>世帯数が今後とも増えていく傾向にある中で、世帯あたりのエネルギー消費量を減らすことが重要となります。「葛飾区政策・施策マーケティング調査」によれば、8 割を越える人が省エネを心がけていると回答し、高齢者を始めとして節約や省エネ意識が根付いている家庭も多い一方で、若い層にはまだ意識の浸透が十分ではない実態もあります。</p> <p>省エネ行動を行う、エネルギー消費効率のよい機器の導入を進めるなど、区民一人ひとりが地球温暖化問題に関する意識を高め、取り組みを促進することが必要です。</p>	特徴と課題	<p>自動車の保有台数が減っているとともに、今後は国全体として低公害・低燃費車の普及が促進されるため、運輸部門は引き続き減っていくと考えられます。</p> <p>しかしながら、区内の軽自動車保有台数については増えている傾向にあり、特に四輪乗用の区分が 1997 年度のほぼ倍になっています。</p> <p>排出抑制の一層の促進のためには、主に自動車交通的を絞り、公共交通機関の利用、自転車利用、エコドライブの普及などの対策をとることが必要です。</p>